

萩市ハウスクリーニング事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市空き家情報バンク制度に登録して入居者募集を行っている物件(以下「登録物件」という。)の所有者又は賃借人に対し、登録物件のハウスクリーニング費用を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 萩市ハウスクリーニング事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 登録物件の所有者、その相続人、相続財産管理人、成年後見人などの登録物件のハウスクリーニングをする権限を有する者又は補助金の交付を申請した日から3年以上定住する意思を持って萩市に転入する萩市空き家情報バンク(以下「空き家バンク」)物件の賃借人
- (2) 市町村税等に滞納のない者
- (3) 萩市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業所にハウスクリーニングを依頼する者

(補助対象となる空き家)

第3条 補助金の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の実績報告までに、賃貸借契約締結が完了する空き家
- (2) 補助金の交付を受けた日から3年以上、賃貸借契約の解除の都度、空き家バンクに登録することを約する空き家
- (3) 申請年度の3月末までにハウスクリーニングが完了する空き家
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を1年以内に受けていない空き家

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、物件のハウスクリーニングに要する経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、萩市ハウスクリーニング事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (2) ハウスクリーニング費が確認できる書類
- (3) 実施前の現場写真
- (4) 滞納のない旨の証明書

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交

付を適当と認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、萩市ハウスクリーニング事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請書の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに萩市ハウスクリーニング事業補助金変更等承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し、萩市ハウスクリーニング事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告等）

第9条 交付決定者は、交付対象となる物件のハウスクリーニングが完了した日から30日以内又は当該年度の年度末いずれか早い日までに、萩市ハウスクリーニング事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類等を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、萩市ハウスクリーニング事業補助金額確定通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに萩市ハウスクリーニング事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合並びに正当な理由なく補助金に係る空き家の空き家情報バンクへの登録を取り消した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き家のハウスクリーニングに要する経費 （業者に委託したものに限る。）	1/2	上限5万円